

会 議 録

詳細 - 長期計画担当課 電話 03 - 3981 - 1479

附属機関又は 会議体の名称	第4回 豊島区基本構想審議会第1部会	
事務局（担当課）	長期計画担当課	
開催日時	平成15年10月24日（金）19:00～21:00	
開催場所	豊島区議員協議会室	
出席者	委員	金井利之（東京大学助教授） 宮崎牧子（大正大学助教授） 伊藤榮洪（教師） 三井菜摘（一般公募） 今村勝行（収入役） 二ノ宮富枝（教育長） 小林ひろみ（区議会議員） 木下広（区議会議員） 本橋弘隆（区議会議員）
	幹事	企画課長、行政管理課長
	その他	区民部長、保健福祉部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、男女平等推進センター所長、教育委員会事務局次長、区有財産活用担当課長、区民活動推進課長、管理調整課長、地域保健課長、子ども課長、子育て支援課長、保育園課長、庶務課長、教育改革推進課長、生涯学習課長、指導室長
公開の可否	公開	
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第	(1) 政策・施策・事務事業一覧について (2) 「地域における教育」について (3) 「男女共同参画社会の実現」について (4) その他	

1. 開会

事務局： ただ今より、豊島区基本構想審議会第1部会第4回部会を開催させていただきます。それでは、部会長、よろしく願い申し上げます。

2. 議事

金井部会長： 本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。早速資料の説明をお願いしたい。

事務局： それでは、政策・施策・事務事業の資料のうち、本日の政策「(5) 地域における教育」について説明させていただきます。

(以下、資料説明)

金井部会長： ありがとうございます。

それでは、説明が終わりましたので、ご審議をお願いいたします。いかがですか。どうぞ。

Q委員： 政策は、特に問題はないと思うが、施策の方向の中で、 に「地域に開かれた学校の推進」とある。鍵括弧で、区民広場構想や学校開放事業を推進するとともに、学校の敷地や余裕教室を地域に開放し云々と記述がある。区民広場構想については、何度かお話ししたと思うが、まだ出されたばかりであって、いろいろ問題があるだろう。また、議会でも、例えば、児童館の看板はおろし、機能は残すという説明があったが、児童館は、地域の人、児童育成に関わる人たちが一緒に、子どもたちの事業をやっており、大変重要な施設であると考えている。児童館がなくなるのは問題ではないかという発言は、私たちの党だけではなく、他からも出ているところである。また、やり方についても、議会への説明という問題だけではなく、地域の人たちにも十分な説明がなく、理解を得られていない中で、混乱していると考えている。こういう状況の中で具体的な名前を入れるのはいかがか。私は、具体名を入れないほうが良いと思う。他を見ても、事業について、固有名詞が入った事業はみられない。ここだけかなり具体的に「区民広場構想」と入っているので、今後、施策の方向、想定される事務事業の中で区民広場が出てくる可能性があるとしても、ここでは外していただきたい。学校開放事業については、現在の事業を反対しているわけではないが、具体名が残っているものとそうでないものが混在するのはよろしくないの、具体名を入れずに話が通じるのであるから、ここは入れないということで統一したらいかがか。

金井部会長： 事務局どうぞ。

事務局： 確認したい。ただいまのQ委員のご発言は、資料番号 - 1 - 3のどこをさしているか。配布資料に修正前のものが混在したようである。資料番号 - 1 - 3については、第1回目にお配りをしているので、基本的には変えていないはずであるが、手違いがあり、申し訳ございません。

金井部会長： このまま議論をするのはまずいので、地域における教育に関しては、正しい資料を再配布いただき、これを保留にして、次に進むことにしたい。

事務局： そのようにさせていただければと思います。大変申し訳ございません。 それでは、本日机上に配付しております政策・施策・事務事業一覧の修正版と記載している資料、多様なコミュニティがあるまちの政策、協働と共創による地域社会の実現と、男女共同参画社会の実現の資料からご説明を申し上げます。

(以下、資料説明)

金井部会長： それでは、この件についてのご審議をお願いしたい。

P委員： 協働ということだが、協働という言葉は、大きなテーマの中にもあったと思う。底辺に協働というのがある一方で、ここで言う協働とはどのような違いがあるのか。また、共創による地域社会の実現というのとはどのようなことをいうのか。

ご存じなら教えていただきたい。先ほどの資料 27 ページの外国人登録者数の上位 10 カ国で、合計 16,773 となっているが、これ以外の外国人は、どのくらい豊島区内に居住しているか感触をつかんでいるか。

金井部会長： 事務局、いかがか。

事務局： いわゆる不法残留者ということになるかと思う。

P委員： 不法残留者になると数は把握できないということであるか。

事務局： その数は把握していない。国レベルでは、平成 2 年段階の不法残留者数は、10 万 6 千人程度、平成 15 年 1 月で 22 万人ということで、倍増という状況である。本区は都市部ということから、増加割合は大きい可能性がある。

P委員： - 3 - 1 の資料の中の「外国人との交流の促進」の中で、生活習慣の違いから、騒音やゴミ出し方法を巡るトラブルになる例があるとの記述があるが、私が住んでいる地域の外国人の方については、ゴミの出し方など問題はなく、こうした公式な資料でこのような記述をするのはいかがかと思ったところである。

ご説明いただいた「多様なコミュニティがあるまち」については、押さえるところは、これでよいと私は思う。

金井部会長： ありがとうございます。ほかの方は、いかがか。どうぞ。

Q委員： パートナースHIPと記述しているところと、協働、共創となっている箇所もある。辞書を引いたところによれば、パートナースHIPは協働、協力となっている。ここでいう「様々な主体とのパートナースHIPの形成」は、豊島区が地域の主体とのパートナースHIPを形成するといっている。次には、地域で活動する団体間のコミュニティを活性化し、協働、共創による地域社会の基盤整備を図るとい、ここの協働、共創は、いわゆるパートナースHIPと違う言葉のように思う。言葉の使い方の問題かもしれないが、区が他の団体等と協働する時だけパートナースHIPを使うのか、意味の違いがあって使っているのか、ご説明いただきたい。

金井部会長： 事務局どうぞ。

事務局： 言葉の使い方が、必ずしも明確な定義づけをされていないという部分もあるので最終的に、事務局として、言葉の定義も含め整理したい。

区民活動推進課長：

区民活動推進課長です。ご案内かと存じますが、平成 14 年 12 月に、区民

と行政とのパートナーシップ会議における、より良い地域づくりへの提言の中では、協働＝パートナーシップと位置づけている。パートナーシップとはどういうことかということだが、地域の諸団体と区とが自律したパートナーとしてお互いを認め、社会的目的の実現に向け協議し、政策を提言したり、それぞれの団体が持つ多様な専門性や技術を生かして、共通する課題の解決やサービスの提供などの活動を行ったりする、ということである。

金井部会長： 事務局としては、協働＝パートナーシップであるということによいのか。「協働（パートナーシップ）」と理解して、この場合は議論を進めてよろしいか。

区民活動推進課長：

この提言に当初関わっていた座長にお話を聞いたところ、まとめる時に、協働という広い概念がなかなか捉えにくいというので、かなり狭い意味のパートナーシップとして、この提言書では出されているとご理解いただければと思う。要するに、パートナーシップの範囲を地域活動団体のNPOとの協働と少し狭くしている。

金井部会長： つまり、今のご説明をいただきますと、協働の中の一部としてパートナーシップがあるということか。

区民部長： その提言に携わっていたので、補足させていただきたい。最初、このパートナーシップ会議を開催して議論をしている時に、大変に議論が混乱した。その中で、パートナーシップ、協働と、いろいろな言葉が使われているが、お互いに共通認識を持った中で議論を進める必要があるとのことから、そこに集まった人たちの中では、言葉としてパートナーシップを使うこととした。そのパートナーシップというのはどういう意味かというのは、先ほど、区民活動推進課長が申し上げた定義で考えていくこととなった。

もうひとつ、今回の事務局が提出している資料の中にもあるNPOについても定義している。事務局資料の、NPOは、NPO法人を指して言っているような印象を受けるが、パートナーシップ会議の中では、それぞれNon-Profit Organizationということで、営利活動をしない団体とし、大学で、あるいは博物館、美術館、あるいは地域のボランティア団体も含めて、すべてをNPOとするという考え方で議論をした。

Q委員： 古い資料の方がスッキリしていたように思う。豊島区で決めたパートナーシップという使い方をはっきりさせておけば共通認識はつくれるのではないかと思う。次のところで、「地域で活動する団体間のコミュニティを活性化し、協働、共創による地域社会の基盤整備を図る」とあるが、一定の言葉の意図があるのかなと思ったのだがいかがか。

事務局： 本日、机上配付させていただいた中では、「協働、共創による地域社会の基盤整備」と入れている。これは、想定される事務事業のほうで記載があるが、

パートナーシップセンターを設置していこうという考え方があり、施策の方向にもその位置づけを持ってきたというところである。

金井部会長： ほかにいかがか。どうぞ。

H委員： 区が地域に関わる様々な主体とのパートナーシップ、その様々な主体の根のところに、そして、一番歴史的な関わりを持っているのが町会だと思う。この町会の参加者が非常に、今、少なくなっているということである。町会費を払わなければならないということがあるために、意図的に背を向けるという。

私は、現在の住まいは違うが上池に家を持っており、そこの町会に入っている。ところが、北大塚の200所帯以上のマンションに移ったが、ここでは何の町会にも入っていない。つまり、様々な主体とのパートナーシップはいいけれど、意図的にこぼれ出るといのは別として、そういうところにこぼれてしまっているところがあるということである。地域の町会には、北大塚何丁目町会というのはあるが、マンションの中には入ってこない。こういうようなものの関わり方というのはどうなのだろうか。

区民部長： 普通の戸建ての家の場合は、一軒一軒回って町会費をお願いする、あるいは町会の勧誘を進めるという形をとっているケースが多い。豊島区の場合、アパート、マンションが非常に多くなってきており、そういう場合は、町会によっては、大家さんからアパート・マンション単位で一括して町会費をいただいているケースが多い。したがって、個々の入居者の方々のところまで町会の話が下りていかないというケースが間々あると聞いている。また、町会への入会自体受け付けないというマンションもあるために、そういうところは町会からこぼれてしまう。また、町会員を勧誘することに熱心な町会長のいるところとそうでないところなど、いろいろな状況があると思うが、一番多いのは、マンションの管理費の中から大家が代表して町会費を払うというケースだと聞いている。

H委員： 私のマンションの場合、そういう話題は理事会でも取り上げられていないし、総会にも下りていない。そのことを質問したが、あまり関心がないということで、総会では否決されてしまう。私が一番心配しているのは、入らなくてもいいのだけれど、大地震などの災害時ではないかと考えている。助け合いのつながりが全くないのではないかと。大規模なマンションも造られていることから、それは町会とは別仕立てかもしれないが、何か組織化するようなものがあるといいのではないかと考えている。

事務局： ただいま、H委員からお話があったように豊島区におきましても、町会の組織率の低下という問題がある。また、町会活動をされていた役員の方の高齢化という状況がある。そういった中で、福祉分野、子ども・子育て、ある

いは教育といった分野で活動されているグループの方もいらっしゃる、今後、分権型社会になっていくなかで、住民自治をどのように考えていくのかというのが大きな課題だと思っている。そうした中で、新たなコミュニティ形成を図っていくという必要を感じている。そのベースとなるのは、これまで行政のいろいろな事業、施策にご協力をいただいていた町会や自治会が当然横のベースになるのではないかと考えている。それと、福祉ですとか、リサイクル、教育、子育て、まちづくりといった、いわゆるテーマごとのボランティアグループを縦に考え、いわゆる縦横の関係を地域の中で、ひとつの新たなコミュニティとして形成していく必要があるとの考えを持っている。地域区民広場構想は、まさに、小学校区を新たなコミュニティの単位とするという考え方で、その中で新たなコミュニティの組織づくりが必要であると考えている。

区民活動推進課長：

マンションについてであるが、私が何年か前に防災課長をやっていた時に、建設された三井不動産のマンションでは、建設前に、三井不動産の関係者が来庁し、マンションを造る上で、防災上アドバイスをいただけないかというお話があった。建物については、当然、耐震性があるので、できれば、そこにお住まいになる方の備蓄物資を格納するところを造っていただけないかということで、そのマンションには備蓄の物資を確保していただいた。防災訓練の時も、マンションの方も含めて地域と合同訓練をやっていた。たしか町会にも加入されていると思う。そういった備蓄物資も、住民の方以外、数多く保管しているので、地域の方にも、災害があったときに供出したいというお話になっている。

金井部会長： これに関連して、いかがか。

H委員： 私のマンションだけではなく、ほかのマンションでも同じような状況にあることが問題で、対策を講じなければならない。そして、私は以前にも申し上げたと思うが、餓死者が出たときも、周辺の人がどの程度、地域の人と関わり合えるのかということが、実は大問題である。関わり合いを望まない人もいる。だからといって餓死者を出していい訳ではなく、この点が難しい。様々な主体に入っている人は問題ないが、その主体に入らない、あるいは入れない人に対して誰かに相談できる環境や、救急電話線のようなものを用意する必要があるのではないか。必要のないことなのかも知れないが、そういう人への思いやりの手だても存在する方が、住む人にやさしい豊島区ではないか。

金井部会長： ありがとうございます。ほかには、どうぞ。

Q委員： 先ほどのH委員のマンションに関する発言に関連して、ワンルームマンシ

ョンに関する問題がある。ワンルームマンションの問題のひとつに、地域のコミュニティとの関係がある。ワンルームマンションも高層の建築物ということで反感を持たれ、あるいはゴミ捨てのルールが守られない、生活騒音の問題と、迷惑ばかりが強調されてしまう。その一方で、地域との関わりを望む考えもある。マンション建設の反対運動を通じて、町会へ加入をする合意ができたケースもある。ただし、ワンルームマンションという特性もあり、その地域の住人が加入するというよりも、所有者や管理組合を経由して町会費を支払う形式的な加入になっている。町会を通じて区政連絡会などの配付資料も公表されているのだろうが、その地域の住人として、その地域のコミュニティに加入しているとは考えられない。こうした状況はワンルームマンションに限らず大規模なマンションなどでも同様ではないか。

金井部会長： 今の関連で、マンションの問題等あれば、どうぞ。

Q委員： 問題点の中で「協働による地域管理」とある。この中にいくつかの問題があり、関連する法改正、また地方自治法の一部改正が行われたようだが、改正の概要と、その改正がどのようにこの問題に関係するのか説明をお願いしたい。

事務局： これは地方自治法の「公の施設の管理者」の条項である。今回の法改正により、企業やNPO等の主体が公の施設の管理者になることが可能となった。企業やNPO等の主体が管理者となるためには、議会において指定管理者条例の議決をし、管理を行なう指定管理者の議決が求められる。この法改正により、区民集会室、図書館やほかの公共施設等でも民間企業やNPO団体による管理が可能となるのである。

Q委員： ここで述べている管理は、具体的にどのようなことか。例えば、区民センターはコミュニティ振興公社が管理主体である。修繕費をはじめとした予算はコミュニティ公社で組み、財源は区からである。コミュニティ振興公社は公社で、区からの全額の支出が可能であった。今回の法改正により、今後どのようなようになるのか。

管理者は法人が行なうのであろう。NPOは登記をしており、法人格があるが、NPOによっては法人ではない組織もある。この点はどう考えるのか。

区民部長： 法人を非常に広く解しており、NPO以外にもいろいろな団体がある。管理者は法人であれば構わない。

Q委員： 例えば、先ほどから議論となっている町会、育成会などは具体的にどうなるのか。

区民部長： そういった団体による管理も可能である。

Q委員： 政策の中で、区は総合的なコーディネート機能のみを担うことになっている。それ以外の事項は様々な主体の参画で行なうと捉えることが可能である。

そのため協働による地域管理は、区の政策の方針に沿って考えることも可能である。実際に、区民広場構想においてもこのような提案がなされている。区民広場の運営は、町会、育成会やその他の運営団体に委託とは明記されていないが、町会等が運営すると考えているのか。

事務局： 自治の考え方に補完性の原理がある。いろいろな課題がある中で、まず自分で解決をすることが第一義である。それで解決できない場合に、家族、近隣で解決していく。さらに解決が困難な場合は自治会、コミュニティ組織で解決していく。それでも解決できない場合に、最終手段として公共セクターが解決を図っていく。こうした補完性の原理に基づき、協働による地域管理というものが考えられている。したがって、地域で解決が可能な課題は地域で解決をすることが基本になっているのである。

Q委員： 補完性の原理という言葉は聞いたことがある。いわゆる新自由主義、小さな政府を志向していく中で、行政の役割は最小化され、地域の役割は肥大化していく。今でも町会は防災、リサイクルあるいは地域の清掃等のさまざまな事業を行っている。しかし先ほどの議論にもあったとおり、加入者の減少、また町会自体の高齢化も進んでおり、課題が多い。また区から町会への補助金は削減される一方で、活動に支障を来している。地域間で公平性が確保されればよいが、公共の施設という役割はまた町会が担う機能と相違があるのではないか。公共施設は、町会の加入に関わらず、皆が利用可能であるということが担保されていることが前提である。この公平性は公共であり、区が主体であるからこそ、責任を持って公平に行うことが可能である。ここには区民広場についての言及はなく、パートナーシップセンターと書かれている。公共施設の考え方の中にその公平性という概念が多分に含まれているように考えられる。この点については問題があるのではないか。

金井部会長： 今の点について何かあるか。ほかの委員の方はいかがか。

H委員： 本来は「子育て環境の充実」に関わってくるが、質問をさせていただきたい。新聞報道によると、保育所の不足はどこの区でも大変な問題となっている。それに関して、千代田区が、その地域内の事業所の中に保育所を設け、保育所不足を解消する政策を行っているという。これもひとつの企業とのパートナーシップであると考えられる。このようなことも、本来は「子育て環境の充実」に関わると思うが、区ではこうした関係もパートナーシップとして考えているのか。

金井部会長： いかがか。どうぞ。

千代田区の例は、こちらでも確認している。都の保育所制度に新たに認証保育が加えられ、それを導入して保育料を区で補助すると理解している。そういうことですか。

H委員： 保育施設の建設も企業へ働きかけるが、保育施設を設ける企業は増加しない。保育施設を設けた企業に対して、区が事業を行なう際にメリットを与えることも考えても良いのではないか。何か企業側にもメリットを与えることで、当面の保育所の不足の解消を目指すことも方法だろう。

こうした取り組みは、保育所以外にも考えられる。例えば、以前にも申し上げたが、障害者にとって外出は困難で、とりわけトイレが問題である。健常者は、とっさの対処も可能である。障害者は、トイレの施設自体の制約もあり、健常者のように直ぐに対処することは出来ない場合が多い。障害者のトイレを全て区の予算で建設すること容易でないことが考えられるため、民間企業と共同で障害者用のトイレの増設を図ることも考えられる。パートナーシップという大げさなことではなく、協力やお願いという姿勢で、皆で豊島区をつくっていくことが重要である。豊島区だけ、また行政だけが豊島区をつくるのではない。パートナーシップの意味することに固執するのではなく、企業も、住民も皆でつくるという意味を持ち、そういう方向で提案して欲しい。

区民部長： 今のご意見は協働の定義をどのように考えるのかということに関わる。先ほど述べたように、社会的な課題、あるいは公共性のある問題等について、行政と民間の事業者、あるいはそういう活動団体等が協力することの議論と同じである。このような考え方からすれば、会社が保育所などを整備することは、広い意味では協働に入る。ただ、その企業の従業員の子供だけではなく、地域の子供も預かるという、姿勢が必要だと思う。

金井部会長： ありがとうございます。もし、ご質問があればどうぞ。

H委員： いま議論になったトイレや保育所など、区は企業などに、実際に働きかけを行っているのか。

管理調整課長： トイレの問題は、先日、ガイドマップを作成した。このガイドマップには区内の主な駅から500m圏内の地図を作成し、身障者が使えるトイレの場所、利用可能な時間などを明らかにした。この情報はホームページなどにも掲載している。ここで明らかになったこととして、夜間にも利用できる障害者用のトイレがなく、困っている状況がある。障害者用のトイレを夜間に開放してくれる民間施設があれば、いま委員が述べた様に、こちらからお願いしたい。

保健福祉部長： うちの部ではないが、建築セクションで、民間企業が、トイレのバリアフリー化をした場合に、要件に合致すれば補助金を出す制度はある。ただし、東京都から指示を受けて要綱を作っているため要件が厳しい。そのため利用数が少ないことを聞いている。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがか。どうぞ。

- L 委員： コミュニティに参加していないのは、私たちの年代は多い。私のように、この地域に住み、町会や商店会などに関わりが深い場合を除いて、コミュニティの参加は希薄である。それでも町会や商店街と関わり合いの深い環境で生活する私ですら、親や、祖父母が参加しているのが実際である。実際には、私が何を地域のために時間を割いて取り組んでいるのかというと、そんなことはなく親の参加で留まっている。私は、主人の転勤のため地方都市で生活した経験がある。その地域では転勤者が多く、そのことを前提に地域が成り立っている。地域の清掃の連絡などが入り、そこに参加すると地域との関係が自然とできあがる。関係を作る場所が用意されている。こうして用意された場を通じて、お互いを知り、地域が模索していくことを実感した。やはり、残念なことに、私たちの世代は、自分たちから問題意識を持ち、地域との関係を持つということはない。それよりも用意されている場で安全に暮らせると思い、誰かが掃除してくれると思い、誰かがどこかで何かあったら手を貸してくれると思い込んでいた。その結果として、自分から何かをしなければならぬということに気づかない、管理人がいるマンションに住むのが当たり前になってきたりする。今後、私達のような世代が増加していく中で、どのようにして参加を呼びかけていくのが問題である。そのため行政によるコーディネートの役割が大きくなるが、そこまで対応できるのか。こうした課題は、地域行政の理念としてはあるとは思いますが、住民意識はそこまで高まっていないだろう。そのため、こうして地域づくりの方向性を議論し、本当に私たちが地域に出ていき、近所の方と関係を持つことのイメージが湧いてこない。皆さんは、この点はどのように感じておられるのか。
- 金井部会長： 今のご意見はいかがか。ある意味で、施策の方向は出したが、施策が届かないことへの深刻なご意見だと思う。どうぞ。
- 区民部長： 意識調査でも、確かに若年層にご指摘のあった傾向が出ている。また現実の問題として、若年層が地域の行事に参加してこない。このような状況のなかでは、学校の関係でPTA活動等に参加していた方が、そういった参加を契機に地域活動に参加するケースが一般的に多い。若年層の地域活動への参加は、全体から見れば、ごくごく少数の方々であると思う。いまご指摘のあった懸念は、確かにあるのかなという感じを持っている。そういう人たちをいかに地域に関心を持たせるようなことを考えていくことが、これからのひとつの大きな課題であろう。
- 金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがか。どうぞ。
- N 委員： いまのL 委員やH 委員の発言を伺って、大事な問題だと思ったのは、地域との関わり方を明記したマニュアル等の用意が望まれているのではないかということである。1905 年頃に「東京学」という本が出版された。この本

によれば、都市化が始まった1900年の初頭から、農村部から都市部への流入人口が都市で生活を始めたとき、まず何を真っ先に行うべき事が書かれているのが「東京学」という本だった。その本によれば、まず居住する地域の町会長へ挨拶に行けと書いてある。あの当時の町会の力を物語る様子である。そういった形で行政が何らかのマニュアルやそれに類するような「豊島版東京学」を考えても良いのではないかと。マニュアルづくりも必要なのではないかと。

同時に、区がコーディネートという大局的な役割を果たすためには、その前段として「公共は区が担うものであるという従来の考え方から脱却」と書いてあり、なぜ、脱却の必要性から順に問いていくことも方法の一つであると感じている。

- 金井部会長： ありがとうございます。他にいかがか。地域づくりの問題については、既にかなり議論をしていると思うが、ほかにいかがか。
もしなければ、協働と共創による地域社会の実現、それから施策の方向について、どのように処理するのかという議論に移りたい。多様なご意見が出たが。
- P委員： これは、大局的な流れとして、これからの行政のあるべき姿、地域のあるべき姿というのを表現している。これはこれで了解可能なものだと思う。
- 金井部会長： いま、文言としては大局的には理解できるというご意見であったが、いかがか。
- Q委員： 先ほど指摘した点については、課題としては載っているが、施策の方向を見ると、載っていないものが多い。これは、課題だが、実施が困難なので施策に反映しないのといった記述等の明示が必要ではないか。明文化する際の議論の反映の程度を確認したい。
- 金井部会長： いかがか、事務局。
- 事務局： 基本的には、先ほど申し上げた通りである。新たなコミュニティによる地域管理の方向を目指していくことが基本である。したがって、課題として列記するだけでなく、新たな地域のコミュニティを形成し、その地域コミュニティが地域の課題を解決していく方策を示していくということが基本的な考えである。
- 金井部会長： いかがか。
- Q委員： そんなことは、ここに書いていない。どこにそのように書いてあるのか。「組織などの体制を整備し、その運営についてルール化を図る」というところが該当しているのか。伺いたい。
- 事務局： その部分である。
- Q委員： そうであれば、そこは変えないと無理があると思う。この点は、整理が必

要だと思う。私も、前の資料で勉強してきたもので、今すぐには対応できないので、考えたい。

金井部会長： いつものように、次回までに修正案の提出をお願いしたい。

事務局へは、最初にでた協働やパートナーシップの概念について庁内で統一的な整理を出していただきたい。

事務局： 了解した。

金井部会長： それではいつも通り、修正案があれば、事前に出していただくということで、ご協力をお願いしたい。

続いて、先程来から保留になっている議論と関連のあるものもあるが、最初の「地域における教育」に戻ることとする。「地域における教育」について、新たにお配りいただいた正しいほうの資料に基づいて、ご意見をいただければと思う。

Q委員： 先ほどの私の発言の部分が削除されているという理解でよいか。

事務局： 大変申し訳ございません。事前配付をさせていただいた資料に、後に事務局サイドで修正を加えました資料を委員の皆様方に配付できなかったためにご迷惑をおかけした。

ただいま、Q委員の発言の通り、区民広場事業等の事業名をカットしている方が正しい案である。

金井部会長： ほかの委員の方は、どうぞ。

P委員： ここに書かれていることはその通りで、地域における教育、家庭教育が重要である。人間を育てるとことは一番難しい。例えば、学校であれば、先生も成長しなければ子どもの成長もない。家庭も同じで、産んだらそれで親かという、そうではなく、それぞれ親と子が一緒に成長して、また新しい世代が新しい社会をつくっていく。PTA活動を通して思うことは、使い古された言葉だが家庭の中での親子は「生きるのどういうことか」を確認できるような関係である。人が生きるということを再度見直していくことである。これは組織の問題でもなく、行政が介入する問題でもない。さらには学校が関係する問題でもない、こうした核心的な部分がこれから課題になることを痛感している。そういう意味では、行政にできる部分、地域にできる部分の整理が必要である。最終的には、本当に一人の人が生きていく力というか、そういうことを子供だけではなく大人も、地域もやっていくということが必要である。必要な部分は書いてあると思うので、この線で良いと思う。

金井部会長： ありがとうございました。ほかの方はいかがか。どうぞ。

H委員： 地域における教育について、私は区内の道を、時間があれば、なるべく歩くようにしている。単にウォーキングだけではなくて、豊島区を知ろうという理由からである。一番目立つことは、道で遊んでいる子どもがいけないこと。

昔は、子どもが多かったこともあるだろう。ある講演会に講師として参加したが、その時に今の子どもに何が一番失われているかと問いかけると遊びであった。さらにその遊びの中で一番失われているものは、蠟石だという。昔の子どもは、蠟石1個で遊びを創造した。今の子どもは、蠟石を与えられても遊びが創造できない。このことは、地域における教育の中で重要視すべきことだと思う。

ゲームへの関心が高いが、これは自分一人でやれますから、孤独化していく。この孤立が人間の他者への思いやりの力とか、創造力などを奪い、自己中心な、今日の荒廃した世相につながっているのではないかと憂慮される。そのために、地域における教育は「教育してやろう、教育してやろう」ではない。子どもたちを主体として遊びなどを「遊びをせんとや生まれけん」というのが子どもであり、その遊びを生かした、子どもに新しい文化の創造者になるような活動をさせてほしい。子どもの社会参画活動の支援というのは、よく分からない。何を子どもにやらせようというのかよく分からない。それよりも子どもたちに自由に遊べて、蠟石で遊べるような空間と時間とを与えることが必要である。そういう方向を目指すべきではないか。豊島区に来れば、子どもたちが生き生きとして楽しく遊んでいけば、みんな集まってくるだろう。学校の閉鎖が進んでいることを憂うこともないだろう。何とかこうした方向を、地域における教育の中に入れ込んでほしい。「教育してやろう」ではなくて「子どもたちの力を生かそう」という方針がよい。

金井部会長： どうぞ。

生涯学習課長： H委員がおっしゃるとおりである。ここで支援と書いてあるのは、あくまでも、押しつけではなく、サポートを主眼にした支援である。先ほどの原っぱや広場は、言ってみれば、精神的な子どもたちの原っぱをどのようにつくるのかということに尽きると思う。地域教育ということでは、コミュニティをどのようにつくるのかということに、またつながると思う。ですから、非常に深い問題を含んでいる。何もしないよりも、とにかく、何かを始めてみたいということで考えている。3番の「子どもの社会参画活動の支援」は、子どもたちを外に出して、いろいろなことを体験してもらえればなということである。教育というのは、教え育むだけではなくて、教え育まれるところもある。我々もそれを見ながら成長していくような社会ができれば望ましいなと思い、こういう書き方をしている。共生の世界というイメージで作っている。

金井部会長： ありがとうございます。

H委員には、後ほど修正意見を出していただくこととする。ここで審議して結論を得るというより、いまの発言も含め、後でご意見をいただくことでご

了解いただければと思う。

N委員： (5) 地域における教育という政策であるが「豊かな心と社会性」という文章を、私は「豊かな公共心」に修正を提案したい。前の文章が「生命や人権、社会的規範等を尊重する豊かな心」とある。特に生命という点で、自分の命ばかり大事にするのはいかななものかというような思いを持っている。心理学の世界で、大海原に2人が溺れていて、その間に1枚の板があって、1人しか浮力がないということで、どちらかが溺れてしまうという話がある。そのときに、これを読んだ限りで私が受け止めることは、自分の命かわいさにその板を奪い合う光景だった。「自分はいいから、おまえ、この板につかまれ」というようなことを言えるような、そんな青年を育てる教育がよいのではないか。あえて「心」というようなものを、「公共心」というような形で修正案を出させていただいた。

それと、「心」というのは、何を思おうが、主観面というのはその人の自由であって、私的な言葉が内面にある。例えば「この仕事、おまえがやりなさい」と言われたとき、「なんで俺がやるのか」と思ってもいいと思う。でも、次に「どうせ誰かがやらなくちゃいけないなら、俺がやろう」という心がつり合って、それで、実際にその人がその仕事をする。私は大事なことは「誰かがやらないのなら俺がやる」という心を持たせる地域における教育である。そんなことを伝えたくて「豊かな公共心」というような形で修正案を出した。

金井部会長： ありがとうございます。今のご意見に関して、あるいは、ほかのことに
関してでも結構である。どうぞ。

Q委員： 次の社会性との関係を伺いたい。社会性というと、公共にかかる部分も出てくるのではないかと思う。そうすると両方が同じ意味を含んでいると感じられる。ここの解釈を伺いたい。

N委員： その点は、豊かな心と豊かな社会性である。還元すれば主観面と客観面という形で受け止めていただきたい。

金井部会長： ほかの方はいかがか。時間も過ぎているが、もし、特段ご意見がなければ、最終的には、N委員からも修正案が出され、またH委員からも提出が予定され、議論は継続になる。ほかの委員も、またいろいろご意見があると思うので、その点については、いつものような処理をさせていただきたい。

それでは、この議題を終えさせていただければと思う。

続いて、審議の3番目になりますが「男女共同参画社会の実現」である。これが最後の政策ということになる。まず、事務局より資料説明をお願いしたい。

事務局： 修正版の2ページ目。政策・施策・事務事業一覧の2ページ目を説明する。
(以下、資料説明)

金井部会長： ありがとうございます。それでは、ご審議のほどをお願いしたい。いかがか。どうぞ。

P委員： ドメスティック・バイオレンスは、犯罪に絡んで、区民の皆さんを守るために、具体的には警察とか関係のところとの連携ということになる。区の職員が中へ入って、警察のように対処することは出来ない。そのため警察を中心に関係機関との連携などはどうなるのか。

金井部会長： いかがか。どうぞ。

男女平等推進センター所長：

配偶者等による暴力問題は、非常に大きな問題になっている。委員がおっしゃるように、ひとつの機関だけでは解決できないという状況がある。そのため連絡会議を立ち上げた。まだ何カ月も経ていないが、8月26日から施行している。構成は区内のそれぞれの関係部署、東京都の児童相談センター、池袋警察署、巣鴨警察、目白警察、都の関係機関4機関、警察はそれぞれ1機関として4機関の体制である。

民間では、民生委員の方たちの協力も必要である。それから、池袋法律援助センターという施設があり、そこでもドメスティック・バイオレンスの相談を受けており、この機関とも連携している。さらに、民間に相談室が1カ所ある。ここでは、子連れで逃避しなければならない女性のために、子どもの相談も受けている。それから、保護・避難をする場所を提供する施設もあり、これらの民間施設の4機関とも連携している。

区の中では、男女平等推進センター、障害者福祉課、生活福祉課、保健福祉センターや、保健所の健康相談の部署、保護措置の権限を持っている子育て支援課、学校との県警性から指導室が関係部署になる。これらの機関を含めて連絡会議を立ち上げ、それぞれ連携を図る体制がある。

事務局： P委員のご指摘について、 の「男女共同参画社会の条件整備」のところに入ると思う。この施策の方向について、事務局案では、関連機関との連携等、記述がやや弱いので事務局として加筆させていただきたい。

P委員： できるところと、できないところというのは明確にある。普通のわれわれがそういった現場に行き、介入できるわけではない。DV防止法がスタートし、それぞれの自治体においても同様に、開始したばかりである。取り締まる側間でのコミュニケーションをしっかりとることが必要である。男女共同社会の取り組みは、やっていくべき課題である。もうひとつは、意識改革として、小さいときから啓発していく。義務教育の世代から意識啓発を行い、皆で助成していくという形が大事である。内容としても充分である。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがか。どうぞ。

F委員： P委員からの発言の中にもあったが、男女平等の意識や共同参画社会をつ

くっていくためには、小さいときからの教育が必要である。普及や啓発の中に小中学校の教育までも含めて検討するべきだろう。

金井部会長： ありがとうございます。どうぞ。

男女平等推進センター所長：

お手元に配布した条例に、基本理念を述べている第3条「男女共同参画社会の形成を図るため、次に掲げる事項を基本理念として定める」という記述がある。そこに6つの基本理念を取り上げている。また条例の方では「学校教育及び生涯学習において、男女平等の理念を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされること」と基本理念に掲げている。現在、学校教育の中で、子どもの人権の尊重も含めて、男女の関わりの中で、お互いに共存していく、尊重していく人権尊重の教育も現実的に行われていると伺っている。

指導室長： 小学校、中学校、義務教育段階における男女共同参画は、人権教育の一環として、人権教育の解決すべき重要な課題のひとつとして男女平等の問題を取り上げている。具体的には男女差別の実態や、役割、分業意識などについて学習をしている。道徳の教育では、男女仲良く助け合うなどの男女共同参画に関する学習を進めている。東京都でも、人権教育プログラムを各学校に配付し、各学校ではそのプログラムに基づいて指導をしている。各学校には指導計画を求め、その計画を教育委員会でも確認し、指導に力を尽くしている。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがか。どうぞ。

Q委員： この分野では、エポック 10、男女平等推進センターは、条例上は拠点施設となっている。これは今後もこの条例に沿って運営していくことでよいのか。

男女平等推進センター所長：

条例の第12条に「区長は、豊島区立男女平等推進センターを拠点施設として、男女共同参画施策を実施するとともに、区民及び事業者による男女共同参画の推進の取組を支援するものとする」とある。また「運営にあたっては、区民との連携と協働の下に行うものとする」と述べている。施設の機能そのものは継承するか否かというよりも、この条例が継続してある限り、拠点としての活動を行って行く。

Q委員： エポック 10の事業というのは全国にも誇れるようなすばらしい事業である。相談事業もあり、各種機関や部署の連携もある。ただし、足りないことは、ドメスティック・バイオレンスがあった時に、一時保護、一時避難をする場所である。人権侵害の禁止という言葉は入っているが、それをストップさせる方法として、逃げるのが行動の一つになってくる。逃げてきた人が駆け込む施設が必要である。それと併せて、豊島区内には母子寮が、以前は2カ

所あったが、現在は1カ所しかなく、入居は困難である。こうした施設は、暴力夫と再会する危険性から、区内に作らないほうがいいという声もある。しかし豊島区としてそういう場所を確保していく、区内かどうかは別にして、その必要はあるだろう。そういう具体的な救済手段を採らなければ、児童施設のところでも指摘したように、避難先の施設が満員で、預かってくれる施設がなく、その帰結として人権侵害を止めることができない事態になりかねない。この問題についてはハードの面、ソフトの面、両方を含んでいるのか、お答えいただきたい。

金井部会長： どうぞ、事務局。

事務局： 基本的には、ハード、ソフト、両方を含む条件整備である。

金井部会長： いかがか。どうぞ。

男女平等推進センター所長：

先ほどの施設の件であるが、国では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を制定し、これは13年4月13日に公布、13年10月13日から施行になっている。ただいまの件は、法律の中で配偶者暴力相談支援センターを設け、この機能を都道府県が持つことになっている。配偶者暴力相談支援センターも14年4月から開設している。この機能を持つところが、都道府県になっており、東京都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターがその機能を担っている。被害者支援を行うことに関して、支援センターは、自ら一時保護を行う。また厚生労働大臣が定める基準を満たすもの、これは民間シェルターなどと称しているが、ここに委託して行うこともできる。また婦人保護施設でも保護できる。このように一時保護をする施設は、その機能を持つ施設ができたので、そこで対処したいと考えている。

Q委員： 以前に何件かこうした相談を受けていたが、14年4月以降はそういう相談を受けてない。具体的にどの程度受け入れられて救済が図られているのか、本当に足りているのだろうかという思いがある。やはり、民間のシェルターの運営も多額な費用を要する。そのため市町村で補助をしてほしいという声も聞いたことがある。そういう点も、ぜひ、考えていただきたい。

金井部会長： ありがとうございます。ほかにはいかがか。

もし、ないようであれば、先ほど、事務局から、関連機関との連携に関する修正案は次回に出したいという発言があった。そのため、ここで処理することはできないので、次回以降に送らせていただきたい。その上で、いつものように、委員から、修正のご提案等があれば、事前の提出をお願いしたい。大変精力的な審議をいただき、ありがとうございました。本日の最低の目標までは到達したと思う。今後の運営の問題について、既に様々な修正案の提

出が予定され、事務局でもそれらを含めて整理しなければならない。今日、これ以上の議論は困難である。時間も9時近くになっているので、基本的には、次回もう一回、新たに場を設定せざるを得ない、よろしいか。

恐縮だが、次回の日程の調整をしなければならない。事務局から、案を幾つか提案いただきたい。

事務局： 総選挙が行われる関係で、11月13日、あるいは14日、それでも都合がつかない場合には11月20日、この3つを、時間は同じ6時30分の設定で考えたい。

金井部会長： ご欠席の委員もいらっしゃるが、この場で、もし不都合な日があれば予めお伺いしたい。いかがか。どうぞ。

Q委員： できれば13日は避けていただきたい。

金井部会長： 修正案を提出していただく以上、出席していただきたい。なるべく13日をずらすという方向で行きたい。調整がつかない場合には、Q委員には、ちょっとご無理をいただくことになる。ほかにあれば、事前にお伺いしておきたい。

もしなければ、欠席の委員の都合もあるかと思うので、事務局で早急に詰めて、皆さんへ連絡をお願いしたい。そうしませんと、ほかの予定が先に入ってしまうということがある。なるべく速やかにお願いできればと思う。

それでは、とりあえず、日程は事務局から、ご欠席の委員の意向を伺いながら早急にお知らせをしたい。

それでは、次回にこれまで継続になったものを一括して片づけていきたい。ぜひ、審議に協力を願いたい。何とか妥協点を見出す方向でお願いしたい。そうでない場合には、どうなるか、それはまた考えていかなければいけない。それでは、特に修正案の提出の方法も含め、事務局から事務連絡をお願いしたい。

事務局： 次回は最終回になる予定である。修正案の提出は、来週の10月31日までをお願いしたい。その後、修正案あるいは事務局預かり等になっている部分のとりまとめをし、次回の開催の1週間くらい前には各委員にお届けしたい。厳しい日程ではあるが、協力をお願いしたい。

Q委員： 今、事務局のほうで訂正するという話が幾つかあった。それと、例えば私が出した修正案との関係だが、どのように扱うのか。並立して、あるいは取り入れられて提出されるのか伺いたい。

事務局： 基本的に、各委員から出されたものは、そのまま独立して提案する。また事務局から出す案も独立して提案し、ご審議をいただく。

金井部会長： 私の理解では、委員から出された修正案と事務局から出された修正案を、並列と位置づけ、その上で議論する。そこで、修正の必要の有無、修正案を

足して2で割るのか、どちらをとるのかは分からない。次回では何らかの形で一致点を見出していくという方向でお願いしたい。したがって、ぜひ、ご意見のある方は事前に提出していただかないと、議論にならない。

資料作成で、なるべく見やすい形で、議論のしやすい形でいろいろな意見を並べるような形で配付できればと思う。それでは、修正案の提出期限は、10月31日としたい。

長時間、どうもありがとうございました。これをもちまして、本日の部会を閉会いたします。全体会の前まで、あと1回で何とか合意点を見出したいと考えていますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

会議の結果	・ 継続審議 ・ 次回開催日程 下記参照
提出された資料等	政策・施策・事務事業一覧の修正版
その他	総選挙の関係で、次回開催は 11月13日、14日、20日のいずれも午後18時30分を予定 (事務局にて、委員の意向を伺いながら日程調整を行う)